



平成 24 年 4 月 13 日

各 位

本店所在地	京都市下京区烏丸通五条下る大阪町 3 8 2 - 1
会社名	株式会社 京 進
代表者の役職氏名	代表取締役社長 白 川 寛 治 (コード番号 4 7 3 5 大証 2 部)
連絡者役職氏名	取締役企画本部長 福 澤 一 彦
電 話	( 0 7 5 ) 3 6 5 - 1 5 0 0

## 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 13 日開催の取締役会において、平成 24 年 5 月 24 日開催予定の第 31 期定時株主総会にて「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までであります。基幹事業である学習塾事業の季節的な要因等により毎年 2 月から 4 月が繁忙期となります。よって、決算期を変更することにより、繁忙期と重なることを避け、業務負荷の分散・効率的管理を図るため、決算期を 5 月 31 日とするものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現行： 2 月末日

変更後： 5 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 32 期事業年度は、平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの 3 ヶ月決算となる予定であります。

#### 3. 定款変更の理由

事業年度の変更に伴い、現行定款の一部（第 11 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条）に所要の変更を行うとともに、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。

#### 4. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（下線は変更部分であります）。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>5月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第39条 当社は株主総会の決議によって毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年<u>6月1日</u>から翌年<u>5月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第39条 当社は株主総会の決議によって毎年<u>5月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>11月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第 8 章 附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第 32 期事業年度の期間)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 条 第 38 条 (事業年度) の規定に</u> <u>かかわらず、第 32 期の事業年度は、</u> <u>平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年</u> <u>5 月 31 日までの 3 ヶ月間とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(附則の有効期限)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 条 第 8 章附則は、平成 24 年 5 月 31 日ま</u> <u>で有効であり同日の経過をもって無</u> <u>効とし削除する。</u></p>

5. 今後の日程

第 31 期定時株主総会開催日 (予定) : 平成 24 年 5 月 24 日 (木)

定款変更の効力発生日 : 同上

6. 今後の見通し

第 32 期 (平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日まで) の業績予想につきましては、本日開示の平成 24 年 2 月期決算短信をご参照下さい。

以上